

# 行政機関個人情報保護法等改正法について

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）

平成28年 5 月  
総務省行政管理局

## 改正の背景

- ◇ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ(個人の行動・状態等に関する情報)の利活用を適正に進めていくことは、官民を通じた重要な課題。
- ◇ 昨年の通常国会において、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、個人情報保護法の改正が行われた。



国の行政機関及び独立行政法人等についても、適切な規律の下にパーソナルデータの利活用に資する法改正を行う。

(※)地方公共団体における対応は、本改正の後。

## 基本的な考え方

- ① 民間部門についての個人情報保護法の改正では、パーソナルデータの利活用を推進するため、適切な規律の下での「匿名加工情報」(※)の仕組みを設けたところ、国の行政機関等についても、匿名加工情報(「非識別加工情報」)の仕組みを設けることとしつつ、国の行政機関等に係る法制度として必要な措置を講じる。(※)特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにしたもの
- ② 匿名加工情報の利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえつつ、国民の信頼を確保するための規律を整備することとし、利活用の促進と個人の権利利益の保護の調和のとれた制度を構築する。
- ③ その他、個人情報保護法の改正事項である個人情報の定義の明確化や個人情報保護の強化を盛り込む。

## 改正の内容

### 1 国の行政機関等における匿名加工情報制度の導入

- 特定の個人が分からないように加工された匿名加工情報の定義を規定(非識別加工情報)
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供
- 匿名加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める(個人情報の存在を明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの等)
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

### 2 個人情報保護委員会への一元化

- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

### 3 その他

※ 次頁参照

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる。
  - 個人情報の定義の明確化(個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等))
  - 要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

## 改正対象法律

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法等

## 施行期日

公布の日(平成28年5月27日)から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行  
(新個人情報保護法の施行と同時期を想定)

# 匿名加工情報の作成・提供の仕組み

## 民間事業者

- 不適格な者は除外
  - ・ 過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
  - ・ 過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合 (※)
  - ・ 識別行為の禁止
  - ・ 安全管理措置
  - ・ 契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料の納付

(※) 提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の締結

提供

## 行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
  - ・ 個人情報ファイル簿が公表されていること（外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外）
  - ・ 情報公開請求があれば部分開示されること（全部不開示となる個人情報（事務事業遂行への支障のおそれなど）は除外）
  - ・ 行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査（利用目的、安全管理体制等）
- 匿名加工情報の作成、公表
  - ・ 基準に基づく適正加工
  - ・ 個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

# 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律

行政機関等	民間事業者
<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○対象となる個人情報の範囲を適切に設定</li><li>○提案者の利用目的や安全管理体制を審査</li></ul>	<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○提案者から不適格な者を排除</li><li>○提案に当たって利用目的や安全管理体制を明示</li></ul>
<p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○個人情報保護委員会規則に基づき適正に匿名加工、情報漏えい防止の安全確保措置</li><li>○匿名加工情報に係る情報の公表</li></ul>	<p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○提供を受けた匿名加工情報について安全管理や適正取扱いの措置、公表</li></ul>
<p>(職員に対する規律)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○匿名加工情報等の不当な目的での利用禁止</li><li>○個人の秘密に属する事項の不正提供等に係る罰則</li></ul>	<p>(提供を受けた際の規律)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○提供を受けた匿名加工情報について識別行為の禁止</li><li>○利用契約の遵守(義務違反の場合は契約解除。提案の不適格者に)</li></ul>
<p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○個人情報保護委員会による関与(報告・資料・説明要求、実地調査、指導助言、勧告)</li></ul>	<p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○個人情報保護委員会による関与(報告・資料要求、立入検査、指導助言、勧告・命令)</li></ul>

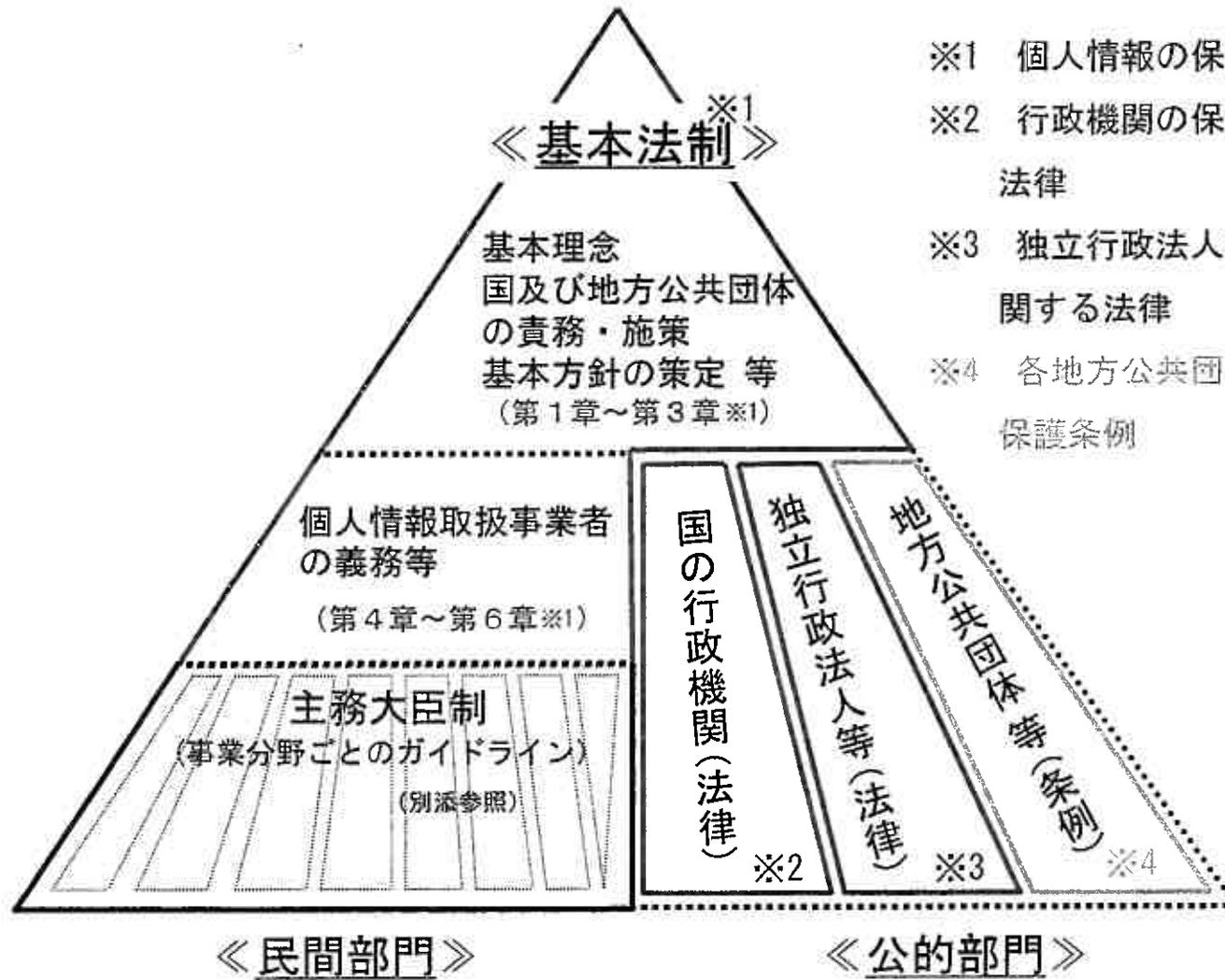
### 世界最先端 I T 国家創造宣言（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

行政機関や独立行政法人等が保有するパーソナルデータの利活用の仕組みについては、改正個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえて検討を行い、この検討結果に基づき改正個人情報保護法の施行日までに所要の措置を講じる

### 個人情報保護法改正法 附則第12条第1項

政府は、施行日までに、・・・行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、匿名加工情報の取扱いに関する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会が行うことを含め検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 個人情報保護に関する法体系イメージ



※1 個人情報の保護に関する法律

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例